

防災拠点再生可能エネルギー等導入推進基金事業推進会議 設置要綱

(設置)

第1条 避難所である市有施設等において、再生可能エネルギーや省エネルギー設備（以下「再エネ等設備」という。）を効果的に導入・活用し、「災害に強く低炭素な地域づくり」を推進することを目的に、防災拠点再生可能エネルギー等導入推進基金事業推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 再エネ等設備の機能や設計、施工方法等の設備導入に関すること。
- (2) 再エネ等設備の避難所における活用方法に関すること。
- (3) その他、再エネ等設備の導入の資する必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 推進会議は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長は、環境局長をもって充てる。
- 3 委員長は、委員会を主宰する。
- 4 副委員長は、環境局環境保全部長をもって充てる。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときや、欠けた時はその職務を代理する。
- 6 委員は、別表第1に掲げる職にある者をもって充てる。

(会議)

第4条 推進会議は、必要に応じて委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 推進会議は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者を出席させ、その意見を聴くことができる。

(幹事会)

第5条 推進会議の会議運営を円滑に進めるため、委員会に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、幹事長及び幹事をもって組織する。
- 3 幹事長は、環境局環境保全部長の職にある者をもって充てる。
- 4 幹事は、別表第2に掲げる課等から幹事長が指名する。
- 5 幹事会は、必要に応じ幹事長が招集し、幹事会を主宰する。
- 6 副幹事長は、環境局環境保全部環境保全課温暖化対策室長をもって充てる。
- 7 副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長に事故があるときや、欠けた時はその職務を代理する。
- 8 幹事会は、必要があると認めるときは、関係者を出席させ、その意見を聴くことができる。
- 9 幹事長は、幹事会で検討した結果について、委員会に報告するものとする。

(庶務)

第6条 推進会議の庶務は環境局環境保全部環境保全課に置く。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

別表第1

委員

局等	部	備考
総務局	危機管理監	
総合政策局	総合政策部長	
財政局	財政部長	
	資産経営部長	
市民局	市民自治推進部長	
	生活文化スポーツ部長	
区役所	中央区長	
	花見川区長	
	稲毛区長	
	若葉区長	
	緑区長	
	美浜区長	
経済農政局	経済部長	
都市局	都市部長	
	建築部長	
	公園緑地部長	
消防局	総務部長	
教育委員会	教育総務部長	
	生涯学習部長	
環境局	環境局長	委員長
	環境保全部長	副委員長

別表第2

幹事会

局等	部	課	備考
総務局		危機管理課	
		防災対策課	
総合政策局	総合政策部	政策企画課	
財政局	財政部	資金課	
	資産経営部	資産経営課	
		管財課	
市民局	市民自治推進部	市民総務課	
		区政推進課	
	生活文化スポーツ部	文化振興課	
		スポーツ振興課	
保健福祉局		地域福祉課	
区役所	中央区	地域振興課	
	花見川区	地域振興課	
	稲毛区	地域振興課	
	若葉区	地域振興課	
	緑区	地域振興課	
	美浜区	地域振興課	
経済農政局	経済部	経済企画課	
都市局	都市部	都市計画課	
	建築部	建築管理課	
		営繕課	
		建築設備課	
公園緑地部	公園管理課		
消防局	総務部	総務課	
教育委員会	教育総務部	学校施設課	
	生涯学習部	生涯学習振興課	
環境局	環境保全部	部長	幹事長
		環境総務課	
		温暖化対策室長	副幹事長